

厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

令和3年12月17日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年厚岸町条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業場等 条例第2条第1号に規定する特別償却設備の取得等をし、又は取得等をした家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地及び同条第2号に規定する対象施設の用に供する又は供した家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地をいう。
- (2) 工事 家屋の建設及び土地の造成並びに構築物及び償却資産の製作又は取得をいう。

(課税免除対象要件の確認申請等)

第3条 条例第2条の規定による課税免除を受けようとする者は、あらかじめ固定資産税課税免除対象要件確認申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、条例第2条に規定する要件に該当するかどうかを審査し、適当であると認めるときは、固定資産税課税免除対象要件確認通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手及び完成)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、事業場等の工事に着手したときにあつては事業場等工事着手届（別記様式第3号）を、その工事が完了したときにあつては事業場等工事完成届（別記様式第4号）を、それぞれその日から10日以内に町長に届け出なければならない。

- 2 課税免除を受けようとする者が、前条第2項の規定による通知を受ける前に工事の着手又は完成の事実があるときは、前項に準じ固定資産税課税免除対象要件確認

通知書の通知があった日から5日以内に町長に届け出なければならない。

(課税免除の申請等)

第5条 条例第4条の規定による課税免除を受けようとする者は、当該課税の免除を受けようとする年の1月31日までに固定資産税課税免除申請書(別記様式第5号)により町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、固定資産税課税免除決定通知書(別記様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請は、課税免除の適用を受けようとする年度ごとに行わなければならない。

(事業計画の変更)

第6条 前条第2項の規定による課税免除の決定を受けた者(以下「課税免除事業者」という。)は、第3条第1項の規定による固定資産税課税免除対象要件確認申請書に添付した事業計画書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、事業計画変更承認通知書(別記様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(操業の報告)

第7条 課税免除事業者は、事業場等の操業を開始したときは、その日から10日以内に操業報告書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(操業の状況の報告)

第8条 課税免除事業者は、事業場等の操業を開始した日の属する年以降3年間の各年(法人にあっては、当該事業場等の操業を開始した日の属する事業年度から3年の各事業年度)につき、当該決算終了後2月以内に操業状況報告書(別記様式第10号)により町長に提出しなければならない。

(課税免除の承継)

第9条 課税免除の措置を行うべき期間中に、相続及び譲渡により所有者に変更が生じた場合において、その事業を承継する者は、承継の事実が生じた日から10日以内に固定資産税課税免除事業承継届(別記様式第11号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その事業を承継する者に対し課税免除の措置を行うものとする。

(事業の休止等)

第10条 課税免除事業者は、事業場等を休止し、又は廃止したときは、当該事実が生じた日から10日以内に事業休止（廃止）届（別記様式第12号）により町長に届け出なければならない。

(課税免除の取消通知)

第11条 町長は、条例第5条の規定により課税免除の決定の全部又は一部を取り消したときは、固定資産税課税免除取消通知書（別記様式第13号）により、課税免除事業者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(厚岸町工業等振興条例施行規則の廃止)

2 厚岸町工業等振興条例施行規則（平成5年厚岸町規則第19号）は、廃止する。

別記様式第1号（第3条関係）

固定資産税課税免除対象要件確認申請書

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

申請者 住 所

（法人にあってはその名称及び代表者）

氏 名

厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定による課税免除対象の要件に該当するかどうかを確認したいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業場等の所在地及び名称 所在地
名称
- 2 事業種目
- 3 取得予定価額 千円
- 4 工事着手及び完成予定年月日 工事着手 年 月 日
完成予定 年 月 日
- 5 操業開始予定年月日 年 月 日

別紙

事業計画書

1 目的及び事業の概要

2 事業種目及び主な製品名

3 取得予定価額

千円

4 工事着手及び完成予定年月日

工事着手 年 月 日

完成予定 年 月 日

5 操業開始予定年月日

年 月 日

6 取得する固定資産の種類別計画

(金額単位：千円)

種 別	名 称	数 量	金 額	備 考
土 地				
建 物				
構 築 物				
機 械 装 置				
そ の 他 付 帯 施 設				
合 計				

(注) 1 事業が数年次にわたる場合にあつては、各年次毎に同一様式で記入のこと。

2 「備考」欄には、建物の構造形式、機械の形式、性能等を記入すること。

7 設備資金調達計画

(金額単位：千円)

資 金 調 達 先	1 年 次	2 年 次	3 年 次
自 己 資 金	千円	千円	千円
合 計			

(注) 資金調達先は、借入先毎に記入のこと。

8 生産計画及び販路（製造業、農林水産物等販売業の事業のみ記載。増設の場合にあつては新旧対照表にて説明のこと。）

（金額単位：千円）

区 分	1 年 次	2 年 次	3 年 次
生 産 品 目			
生 産 数 量			
販 売 額	千円	千円	千円
主 な 販 売 先			

9 販売計画等（農林水産物等販売業の事業のみ記載）

区 分	1 年 次	2 年 次	3 年 次
販 売 品 名			
販 売 数 量			
販売品名の町内産調達率			
主 な 販 売 先			

（注） 1 販売品名の町内産調達率にあつては、販売品名のうち町内産品の割合を記入すること（原料、材料を製造、加工、調理したものを含む。）。

2 表に書き切れない場合は、別紙をつけて提出すること。

10 生産工程の概要（製造業、農林水産物等販売業の事業のみ記載）

11 職種別従業員数

(単位：人)

業 種	年次等			1 年 次			2 年 次			3 年 次		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
役 員												
職 員												
従 業 員												
6 ヶ月以内の臨時 に雇い入れる者												
そ の 他												
総 計												

12 主要原材料の調達計画（製造業、農林水産物等販売業の事業のみ記載）

(金額単位：千円)

品 目					
区 分					
上 半 期	数 量				
	単 価				
	金 額				
下 半 期	数 量				
	単 価				
	金 額				
年 間 計 画	数 量				
	単 価				
	金 額				

13 事業収支計画

(金額単位：千円)

区 分		年 度	1 年 次	2 年 次	3 年 次
損 益 計 算 内 部 留 保	総 売 上 高				
	売 上 原 価				
	売 上 総 利 益				
	一般管理・販売費				
	営 業 利 益				
	営 業 外 収 益				
	営 業 外 費 用				
	経 常 利 益				
	(うち法人税)				
当 期 純 利 益					
別 途 積 立 金					
納 税 準 備 金					
引 当 金					
配 当 金					
繰 越 利 益					

14 その他の添付書類

(1) 会社の概要につき次の事項を記載した書類

- ア 会社の設立年月日及び資本金、会社の沿革及び現況
- イ 既存事業場等の所在地及び名称、生産能力並びに従業員数
- ウ 最近2期の営業報告書、貸借対照表、損益計算書
- エ 定款

(2) 事業場等見取図

- ア 事業場等位置図
- イ 事業場等配置図
- ウ 設備配置図

(3) 条例第2条第2号に該当する場合、承認地域経済牽引事業計画の写し

(4) その他参考となるもの

別記様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

㊤

固定資産税課税免除対象要件確認通知書
年 月 日申請の課税免除対象要件確認申請について、記載内容を確認したところ、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第2条第 号に規定する課税免除対象の要件に該当したものであることを確認しましたので、通知します。

別記様式第3号（第4条関係）

事業場等工事着手届

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

申請者 住 所

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏 名

厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条第1項の規定による申請に係る事業場等の工事は、下記のとおり着手したので、同条例施行規則第4条第1項の規定により届出します。

1 着手年月日 年 月 日

2 完成予定年月日 年 月 日

別記様式第4号（第4条関係）

事業場等工事完成届

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

申請者 住 所

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏 名

厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条第1項の規定による申請に係る事業場等の工事は、下記のとおり完成したので、同条例施行規則第4条第1項の規定により届出します。

1 固定資産の内訳 別紙のとおり

2 完成年月日 年 月 日

3 事業場等の現況

別紙

(金額単位：千円)

種 別	数 量	計画時の金額	取得に要した金額	備 考
土 地				
建 物				
構 築 物				
機 械 装 置				
そ の 他 付 帯 設 備				
合 計				

別記様式第5号（第5条関係）

固定資産税課税免除申請書				
申請者	住所	(法人にあつては主たる事務所の所在地)		
	氏名	(法人にあつてはその名称及び代表者)		
青色申告の有無	有無	業種		
取得設備を構成する固定資産の取得価額の合計		円		
課税免除を受けたい	課税標準額	土地	円	
		建物	円	
		償却資産	円	
		総計	円	
<p>厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第4条の規定により、上記のとおり固定資産税の課税免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては主たる事務所の所在地) 申請者 住所 (法人にあつてはその名称及び代表者氏名) 氏名</p> <p style="text-align: center;">厚岸町長 様</p>				

(注) 条例施行規則第3条の課税免除対象要件確認申請書の写し及び課税免除対象要件確認通知書の写しを添付すること。

別記様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長 ㊟

固定資産税課税免除決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第2条第 号の規定により、次のとおり課税免除することを決定しましたので、通知します。

記

- 1 課税免除する固定資産税額
年度（第 年次分） 円
- 2 課税免除対象固定資産

別記様式第7号（第6条関係）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

申請者 住 所

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏 名

課税免除の決定を受けた事業計画を次のとおり変更したいので、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

- 1 課税免除を受けた事業場等の名称
- 2 事業計画の変更及び説明
- 3 事業計画を変更しようとする事由

別記様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長 印

事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、事業計画の変更を承認しましたので、通知します。

別記様式第9号（第7条関係）

操 業 報 告 書

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

申請者 住 所

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏 名

厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条第1項の規定による申請に係る事業場等は、下記のとおり操業したので同条例施行規則第7条の規定により報告します。

1 操業開始年月日 年 月 日

2 事業操業の現状

別記様式第10号（第8条関係）

操 業 状 況 報 告 書

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

申請者 住 所

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏 名

課税免除を受けた事業に係る事業場等の操業状況を厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第8条の規定により下記のとおり報告します。

- 1 事業の状況（当該年度の事業場等の操業状況を出産量、出荷量及び主要原材料の使用量、従業員数（職種別）等につき表で説明すること。）
- 2 そ の 他（事業場等の用に供する設備等の取得等、計画があれば具体的数字をあげて説明すること。）

別記様式第11号（第9条関係）

固 定 資 産 税 課 税 免 除 事 業 承 継 届

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

申請者 住 所

（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）

氏 名

課税免除を受けた事業を、このたび次のとおり承継（譲受）したので、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第9条第1項の規定により届出します。

- 1 従来_の課税免除事業者_の 住 所
住所及び氏名 氏 名
- 2 新旧事業場等名 新
旧
- 3 承継（譲受）年月日 年 月 日
- 4 承継（譲受）理由
- 5 承継（譲受）した事業場等の内容
- 6 添付書類 承継（譲受）の事実を証する書類

別記様式第12号（第10条関係）

事業休止（廃止）届

年 月 日

厚岸町長 様

（法人にあつては主たる事務所の所在地）
申請者 住 所
（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）
氏 名

課税免除を受けた事業に係る事業場等を下記のとおり休止（廃止）したので、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第10条の規定により届出します。

- 1 休止（廃止）年月日
- 2 休止（廃止）の理由
- 3 再開始の予定の有無

別記様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

㊟

固定資産税課税免除取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました固定資産税の課税免除について、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第5条第 号の規定により、課税免除を取消しましたので、通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。